

◇枚方市附属機関条例（※抜粋）

平成24年 9 月13日

条例第35号

（設置等）

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

（委員の委嘱）

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

（会議の公開）

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（1） 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

（2） 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（部会）

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

(略)

附 則〔平成 29 年 9 月 13 日公布〕

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 1 条、第 2 条関係)

(平 24 条例 53・平 25 条例 1・平 25 条例 4・平 25 条例 41・平 25 条例 61・平 26 条例 4・平 26 条例 19・平 26 条例 24・平 26 条例 51・平 26 条例 55・平 27 条例 1・平 27 条例 23・平 27 条例 37・平 27 条例 45・平 28 条例 34・平 29 条例 5・一部改正)

1 市長の附属機関

(略)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任意務	委員の 定数	委員の構成	委員の委 嘱期間
児童の放課後 対策審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 児童の放課後対策に関する 基本計画の策定に関する事項 (2) 児童の放課後環境の整備に 関する事項 (3) 前 2 号に掲げるもののほ か、児童の放課後対策に関し 教育委員会が必要と認める 事項	11 人 以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会教育に関する専門的知識を有す る者 (3) 児童福祉に関する専門的知識を有す る者 (4) 市民団体又は関係団体を代表する 者	

(以下略)